

一般社団法人京都銀行協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人京都銀行協会（略称：京銀協）と称し、英文では Kyoto Bankers Association（略称：KBA）と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、銀行業務の改善進歩を図るとともに、銀行利用者の保護及び利便向上、金融犯罪の防止、金融教育の推進等に関する活動等を実施することにより、一般経済の発展と地域振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 銀行の営業並びに業務全般に関する社員、関係官庁等との相互の連絡、調整
- (2) 金融及び経済に関する調査、研究並びに金融教育の推進
- (3) 銀行業務に関する相談所の設置、運営
- (4) 金融犯罪の防止及び反社会的勢力の排除を目的とする事業への参画並びに防犯関連行事等の企画運営
- (5) 他の金融機関、産業界及び経済関係団体との連絡、調整
- (6) 他の公益社団法人及び公益財団法人並びに地域振興を目的とする諸団体との連絡、調整
- (7) 金融機関関係者相互の親交を図り、その連絡を密にするための施設の設置、運営
- (8) 銀行職員の養成、教育並びに厚生に関する施設の設置、運営
- (9) その他この法人の目的達成上必要と認めた事項

第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 京都府内に営業拠点を有する銀行のうち、この法人の目的に賛同し、社員として認められた銀行をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員とし、この法人を構成する。

(社員資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする銀行は、所定の入会申込書を提出して理事会の承認を得なければならない。

2 前項の承認を得た銀行が第8条に規定する加入金を完納したときは、事務局は、申込書に記載した事項を社員名簿に登録し、これを社員に通知しなければならない。

(社員名簿に記載した事項の変更)

第7条 社員名簿に記載した事項に変更が生じたときは、社員は1週間以内に書面をもってこれをこの法人に通知しなければならない。

2 前項の通知があったときは、事務局は、社員名簿に変更の記載をし、これを社員に通知しなければならない。

(加入金)

第8条 新たにこの法人の社員になる者は、第10条に規定する加入金を納付しなければならない。

(経費の負担)

第9条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、この定款の定めるところに従って経費を分担する義務を負う。

(加入金及び経費分担金)

第10条 この法人の加入金及び経費分担金の算出基準及び納付方法は、総会において定める。

2 社員は、既納の加入金及び経費分担金の返還を請求することはできない。

3 臨時に経費分担金を徴収する場合は、総会の決議による。

(任意退会)

第11条 社員は、任意にいつでも退会することができる。

2 退会の申出は、書面をもって行わなければならない。

(除名)

第12条 社員が次のいずれかに該当する場合には、総会において総社員の3分の2以上の同意により除名することができる。この場合、当該社員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 経費分担金を納付しないとき

(2) この法人の体面を毀損する行為又は目的に反する行為をしたとき

(3) 営業状態が危険と認められる事実があったとき、又はこの法人が定める規則もしくは総会の決議に違反したとき

(社員資格の喪失)

第13条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 整理のためにする休業
- (2) 京都府内における営業拠点の喪失
- (3) 破産手続開始決定
- (4) 解散又は合併による消滅

(社員資格の承継)

第14条 社員が次の各号の一に該当する場合には、各号に定める銀行は、社員の資格を承継することができる。

- (1) 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合 存続する銀行
- (2) 合併により新銀行を設立する場合 設立される銀行
- (3) 分割又は営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、前条第2号又は第4号により社員の資格を喪失する場合 営業を譲り受ける銀行
- (4) 分割又は営業譲渡により、営業の全部又は一部を当該社員の子会社である銀行、親会社である銀行、又は親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、前条第2号又は第4号により社員の資格を喪失する場合 営業の全部又は一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行 営業の全部又は一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該社員が指定する一の銀行
- (5) その他理事会が適当と認める場合 理事会が指定した銀行

(社員資格喪失の通知等)

第15条 社員としての資格を喪失した者があるときは、事務局は、社員名簿にその事由及び年月日を記入し、かつ、これを社員に通知しなければならない。

(社員の権利喪失)

第16条 社員がその資格を喪失したときは、この法人に対するすべての権利を失う。

第4章 総 会

(構 成)

第17条 総会は、社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第18条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
(貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認)
- (5) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項に基づく役員等の責任の一部免除及び限定
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において総会に付議すべきことを決議した事項
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第19条 総会は、定時総会として事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第20条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、開催の1週間前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載した通知を発して、会長が招集する。

ただし、理事会の決議により、書面によって議決権を行使することができることとするときは、開催の2週間前までに前記の招集通知を発することとする。

2 総社員の5分の1以上の社員は、会長又は副会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第21条 総会の議長は、会長がこれに当る。

2 会長に事故があるときは副会長を議長とし、会長、副会長ともに事故あるときは、当該総会において社員の中から選出する。

(議 決 権)

第22条 総会における議決権は、各社員1個とする。

ただし、決議事項につき特別の利害関係を有する社員は、その決議に参加できないものとする。

2 書面によって議決権を行使した社員及び代理人によって議決権を行使した社員は、総会に出席したものとみなす。

(決 議)

第23条 総会の決議は、総社員の過半数の社員が出席し、出席社員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の3分の2以上に当る多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 理事及び監事の解任
 - (3) 役員等の責任の一部免除及び限定
 - (4) 定款の変更
 - (5) 解散
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 理事又は社員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び総会に出席した者のなかから議長が指名した議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。
 - 3 総会の日から10年間、前項の議事録を事務所に備えて置かなければならない。

第5章 役員

(役員を設置)

- 第25条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上13名以内
 - (2) 監事 4名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を専務理事または常務理事とする。
 - 3 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
 - 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(役員を選任)

- 第26条 理事12名以内及び監事3名以内は、社員の代表者の中から総会の決議によって選任する。

- 2 理事2名以内及び監事1名は、社員の代表者以外の者から総会の決議によって選任することができる。
- 3 会長及び副会長並びに専務理事又は常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 4 専務理事又は常務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長の指示にもとづき、この法人の常務を総括する。
 - 5 会長及び副会長並びに専務理事又は常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第30条 理事又は監事は、総会において総社員の3分の2以上の決議によって解任することができる。

(責任の免除又は限定)

- 第31条 理事又は監事のこの法人に対する損害賠償責任は、総社員の同意がなければ、免除することはできない。

- 2 前項にかかわらず、この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、同法第114条第1項に基づき、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 3 この法人は、外部役員との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、同法第115条に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。この場合、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、この法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(報酬等)

第32条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、社員の代表者以外の者から選任された理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、理事会の決議により決定した額を、報酬等として支給することができる。また、社員の代表者以外の者から選任された監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会の決議により決定した額を、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事又は常務理事の選定及び解職
- (4) 重要な財産の処分及び譲受けの決定
- (5) 資金の借入れ

ただし、短期借入金に限る。その他の借入金については、総会において総社員の3分の2以上の決議を得なければならない。

- (6) 重要な使用人の選任及び解任

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 会長及び副会長が欠けたとき又は会長及び副会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の議長は、会長とする。会長に事故あるときは副会長を議長とし、会長、副会長ともに事故あるときは、他の理事を議長とする。

3 第1項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長及び副会長ともに出席していない場合は、出席した理事及び監事が、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

第38条 この法人の事業を円滑に行うため、必要に応じ、理事会の下に委員会を置くことができる。

2 委員会の設置又は廃止は、理事会の決議を要する。

3 前二項に規定するもののほか、委員会について必要な事項は理事会において別に定める。

第8章 特別会員

(特別会員)

第39条 京都府内に営業拠点を有する金融機関のうち、この法人の目的に賛同し、事業を賛助する者を特別会員とすることができる。

(特別会員資格の取得)

第40条 特別会員になろうとする金融機関は、所定の申込書を提出して理事会の承認を得なければならない。

2 前項の承認を得た金融機関は、別に定める規則に基づき加入金を納付しなければならない。ただし、理事会が加入金の免除を認めた場合は、この限りでない。

3 事務局は、申込書に記載された事項を基に特別会員名簿を作成し、この法人の主たる事務所に備え置く。

4 特別会員は、特別会員名簿に記載された事項に変更が生じた場合には、1週間以内に書面によりこの法人に通知しなければならない。

(特別会員の任意退会)

第41条 特別会員は、書面により退会の申出を行うことにより、任意にいつでも退会することができる。

(特別会員の除名)

第42条 特別会員が次のいずれかに該当する場合には、理事会の決議により除名することができる。

- (1) この定款又はこの法人が定める規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他正当な事由があるとき

(特別会員資格の喪失)

第43条 前2条の場合のほか、特別会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 京都府内における営業拠点の喪失
- (2) 整理のためにする休業
- (3) 解散又は合併による消滅
- (4) 破産手続開始決定

(特別会員資格の承継)

第44条 特別会員が次の各号の一に該当する場合には、各号に定める金融機関は、特別会員の資格を承継することができる。

- (1) 他の金融機関と合併し、新しい金融機関を設立する場合：合併により設立される新しい金融機関
- (2) 他の金融機関と合併し、当該他の金融機関が存続する場合：合併後に存続する金融機関
- (3) 分割、営業譲渡又は事業譲渡により、営業又は事業の全部を他の一の金融機関に譲渡し、かつ、前条第1号または第3号により特別会員の資格を喪失する場合：営業又は事業を譲り受ける金融機関
- (4) 分割又は営業譲渡により、営業の全部又は一部を当該特別会員の子会社である金融機関、親会社である金融機関、又は親会社の子会社である他の金融機関に譲渡し、かつ、前条第1号または第3号により特別会員の資格を喪失する場合：営業の全部又は一部を他の一の金融機関に譲渡するときは、その金融機関、営業の全部又は一部を他の複数の金融機関に譲渡するときは、その複数の金融機関のうち当該特別会員が指定する一の金融機関
- (5) その他理事会が適当と認める場合：理事会が指定した金融機関

(特別会員の経費分担金)

第45条 特別会員は、この法人による特別会員に関係する事業活動の費用に充てるため、別に定める規則に基づき経費分担金を納付しなければならない。
2 前項の経費分担金のほかに臨時で経費分担金を徴収する必要がある場合は、理事会の決議による。

第9章 会 計

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2 前項の決議には、総社員の3分の2以上の決議を必要とする。

(解 散)

第50条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 前項の決議には、総社員の3分の2以上の決議を必要とする。

(残余財産の帰属等)

第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、京都府において発行する京都新聞に掲載する方法による。

第12章 事務局

(事務局)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

(資料の備置き)

第54条 事務局には、次の資料を常に備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 社員名簿
- (4) 事業報告及びその附属明細書
- (5) 正味財産増減計算書及びその附属明細書
- (6) 貸借対照表及びその附属明細書
- (7) 財産目録
- (8) 収支計算書
- (9) 公益目的支出計画実施報告書
- (10) 監査報告
- (11) 事業計画書
- (12) 収支予算書
- (13) 総会の議事録
- (14) 理事会の議事録
- (15) その他必要な書類

2 前項に掲げる資料の開示・閲覧にあたって必要な事項は、別に定める。

第13章 補 則

(補 則)

第55条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事（会長、副会長）及び業務執行理事（専務理事）は、次の通りとする。

会 長	高 崎 秀 夫
副 会 長	藪 田 健 二
専務理事	岡 田 博 邦
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

以 上